

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市都市部都市計画課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市都市部都市計画課長及び小田原市都市部都市計画課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則（平成24年1月11日）

この規約は、平成24年1月11日から施行する。

附 則（平成25年3月31日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○小田原市生活交通ネットワーク協議会規約</p> <p>(略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 会員の任期は、<u>2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務を処理するため、<u>小田原市都市部都市計画課</u>に協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、<u>小田原市都市部都市計画課長及び小田原市都市部都市計画課職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第9条 協議会の運営に要する経費は、<u>補助金、負担金</u>その他の収入をもって充てる。</p>	<p>○小田原市生活交通ネットワーク協議会規約</p> <p>(略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の<u>協議</u>に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 会員の任期は、<u>平成25年3月31日までとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務を処理するため、<u>小田原市都市部都市政策課</u>に協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、<u>小田原市都市部都市政策課長及び小田原市都市部都市政策課職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。</p>

(略)

附 則（平成24年1月1日）
(略)

附 則（平成 24 年 1 月 11 日）
(略)

附 則（平成25年3月31日）
この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則（平成24年1月1日）
(略)

附 則（平成 24 年 1 月 11 日）
(略)

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第8条の規定に基づき、小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事務
- （2）協議会の資料作成に関する事務
- （3）協議会の庶務に関する事務
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

（職員）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、小田原市都市部都市計画課長をもって充てる。

3 事務局員は、小田原市都市部都市計画課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小田原市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、小田原市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

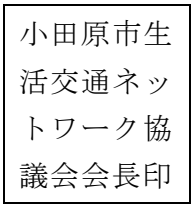
附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
小田原市 生活交通 ネットワーク協議 会会長印		てん書	22×22	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事務局長は、<u>小田原市都市部都市計画課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>小田原市都市部都市計画課職員</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成24年1月1日)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成25年3月31日)</p> <p><u>この規約は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事務局長は、<u>小田原市都市部都市政策課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>小田原市都市部都市政策課職員</u>をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成24年1月1日)</p> <p>(略)</p>

小田原市生活交通ネットワーク協議会報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会会員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 小田原市生活交通ネットワーク協議会会員の報酬は、次に定める額とする。

(1) 学識経験者 日額 13,000 円

(2) 市民代表として参画している会員 日額 3,000 円

(費用弁償等の支給)

第3条 前条第1号に規定する者が、協議会の職務を行うため旅行したときは、費用弁償又は旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。